

南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町及び事業者等が相互に連携を図り、地域全体でひとり暮らし高齢者等（以下「要援護者」という。）の見守りを行うことで、異変等があった場合に、早期かつ適切な対応に繋げる南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）の実施に必要な事項を定め、要援護者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 ネットワーク事業の実施主体は、南関町とする。

(通称名)

第3条 ネットワーク事業の通称名は「なんかん見守りネット」とする。

(対象者)

第4条 ネットワーク事業の対象者は、本町に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に属する者
- (2) 在宅の障がい者
- (3) 徘徊し、又は徘徊する恐れのある認知症の高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(申請)

第5条 前条の(3)に該当する者の家族等は、南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業事前登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(事前登録)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けた時は、本人の状況等について調査したうえで、徘徊高齢者として事前登録するものとする。

(変更届)

第7条 前条の事前登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、申請者又はその家族等は、速やかに南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業変更届（様式第2号）を町長に提出するものとする。

- (1) 対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 登録内容に変更が生じたとき。
- (3) 本事業の利用を辞退するとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

(事業内容)

第8条 ネットワーク事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町は、ネットワーク事業の趣旨に賛同する協力団体及び事業所等（以下「協力事業者」という。）を募集するものとする。
- (2) 協力事業者は、第9条第1項の規定による申込みを行い、ネットワーク事業の趣旨を団体を構成する者又は従業者等に周知するとともに、自らの事業活動において要援護者の見守りを行うものとする。
- (3) 協力事業者は、要援護者の異変等に気づいたときは、町へ連絡をするものとする。
ただし、緊急性があると判断される場合は、警察署または消防署へ通報できるものとする。
- (4) 町は、協力事業者から要援護者の異変等に関する連絡をうけたときは、各関係機関と連携し、速やかに適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 町は、警察から徘徊高齢者に関する連絡を受けたときは、協力事業者の他、関係機関等に必要な情報を提供し、協力を依頼するものとする。

(事業者の登録)

第9条 ネットワーク事業に協力を希望する事業者は、南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業協力申込書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申込書が提出された場合は、高齢者等見守り協力事業者として登録するとともに、町のホームページ等にて公表するものとする。ただし、当該事業者が公表を希望しない場合は、この限りではない。

(登録の解除)

第10条 協力事業者が、登録の解除を希望する場合には、南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業協力解除申出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 協力事業者は、要援護者の見守りに関して知り得た個人情報を他に漏らし、又はネットワーク事業以外の目的に利用してはならない。登録を解除した後も同様とする。

(協議会)

第12条 ネットワーク事業の適正かつ円滑な運営を図るため、別に定める要綱により南関町ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会を設置する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。